

島根県立学校体育施設開放要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県民の健康の保持増進及び体力の向上並びに生涯スポーツの普及振興を図るため、学校体育施設を学校教育に支障のない範囲において提供することを目的とする。

(運営委員会の設置)

第2条 県立学校体育施設の開放を円滑に行い運営・管理に万全を期すため、学校ごとに学校体育施設開放運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を設置するものとする。

2 運営委員会の組織及び所掌事務等については、別に定める。

(管理責任)

第3条 この要綱の主旨に基づく管理責任は、使用者の責めに帰すべきものを除き、島根県教育委員会が負うものとし、当該学校長は、責任を負わないものとする。

(開放施設)

第4条 開放する施設は、当該学校長が定める。

(開放日及び開放時間)

第5条 開放日及び開放時間は、当該学校長が定める。

(使用者及び登録)

第6条 当該学校の体育施設を使用できる者は、スポーツ活動を目的とし、代表者の明確な団体及びグループ（以下「使用者」という。）で、当該学校に登録されたものでなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、登録申請書（様式第1号）を使用する1か月前までに提出するものとする。

3 登録の通知は、当該学校長が文書（様式第2号）をもって行う。

(使用責任者)

第7条 使用者は、使用者の中に使用責任者を置くこととし、その職務内容等については、別に定める。

(使用者の義務と責任)

第8条 使用者は、使用規定を遵守するとともに、使用中の事故防止に万全を期し、事故等が発生した場合にその責任を負うものとする。

2 その他当該学校長から指示された規定を遵守する。

(使用の取消し)

第9条 使用者が次の各号の一に該当する場合は、登録及び使用を取り消すことができる。

一 虚偽の申請の事実を発見したとき

二 その他使用者として不適当と認められたとき

(使用申請書の提出及び許可)

- 第10条 使用者は、体育施設を使用しようとするときは、行政財産一時使用許可申請書(様式第3号)を当該学校長に提出するものとする。
- 2 申請書の受付は、原則として使用する1か月前から1週間前までとする。
- 3 許可の通知は、当該学校長が文書(様式第4号)をもって行う。
- 4 許可後であっても、学校行事、体育施設の状況等により、当該学校長が使用不可と認めたときは、その許可を変更又は取り消すことができる。
- この場合において、使用者に生じた損失については、補償しないものとする。

(事故後の処置)

- 第11条 使用責任者は、使用中に重大な事故が発生したときは、当該学校長に直ちに連絡するとともに事故発生状況報告書(様式第5号)を提出しなければならない。
- 2 当該学校長は、文書(様式第5号)により島根県教育委員会教育長に報告するものとする。

(使用料等及び損害の弁償)

- 第12条 当該学校長は、体育施設開放のための施設の使用料は徴収しないものとする。
- 2 体育施設使用のための光熱水費等経費は、使用者が負担するものとし、その基準は別に定める。
- 3 使用者は、施設用具等の全部又は一部を滅失又はき損した場合は、直ちに施設用具破損届(様式第6号)を当該学校長に提出し、その損害を弁償しなければならない。

(使用施設の使用後の処置)

- 第13条 使用責任者は、使用後速やかに施設用具を点検して原形に復すとともに、使用報告書(様式第7号)に記載して、当該学校長に使用終了報告をしなければならない。

(実績報告)

- 第14条 当該学校長は、当該年度の使用の実績を文書(様式第8号)により島根県教育委員会教育長に報告するものとする。

(実施細則)

- 第15条 その他この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。